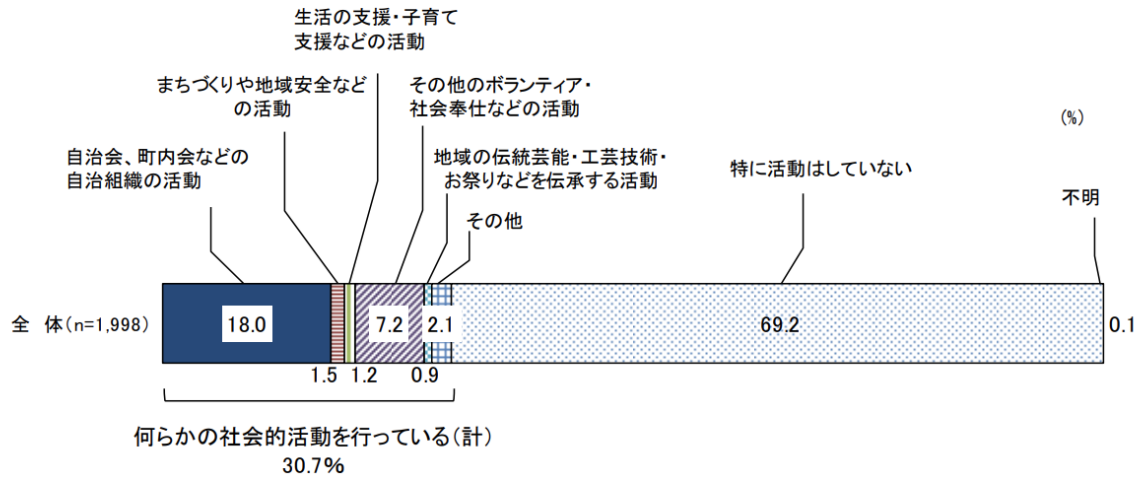


高齢者が現在行なっている社会的な活動が示唆する 高齢者の労働収入の可能性



出所:内閣府(2017)「平成 29 年 高齢者の健康に関する調査結果」.p.107
https://www8.cao.go.jp/kourei/ishiki/h29/zentai/pdf/sec_2_3.pdf

少子高齢化と人口減少が問題視される中、いかにして高齢者を支えるための労働力を確保するかは都市部や地方を問わず至る所で課題となっており、議論となってきた。これまでも、女性や外国人、ときには AI やロボットなどの可能性を模索してきたが、課題の中心となっている高齢者には可能性はないのだろうか。健康な高齢者に最後まで何かしらの労働収入のある社会を創っていくことが、今日本が抱えている課題に対する最も望ましい解決策であると考えている。

内閣府が 55 歳以上の男女を対象に行った「平成 29 年 高齢者の健康に関する調査結果」によると、高齢者が現在行っている社会的な活動としては、上のグラフにあるように、

- ①「自治会、町内会などの自治組織の活動」18.0%
- ②「まちづくりや地域安全などの活動」1.5%
- ③「生活の支援・子育て支援などの活動」1.2%
- ④「地域の伝統芸能・工芸技術・お祭りなどを伝承する活動」0.9%
- ⑤「その他のボランティア・社会奉仕などの活動」7.2%

となっている。

「特に活動はしていない」は 69.2% (7割) であり、つまり3割の高齢者は何らかの社会的活動を行っていることになる。

これを都市規模別で見ると、「自治会、町内会などの自治組織の活動」は、中都市以下で2割前後。「特に活動はしていない」は、大都市で7割を上回っている。また、「何らかの社会的活動を行なっている」も大都市が 26.4%、中都市が 30.5%、小都市が 34.8%と、都市の規模が大きくなるほど高齢者が活動しにくいことを表している。

また、男女とも 80 歳以上は「特に活動はしていない」が8割。

健康状態が良い層では「自治会、町内会などの自治組織の活動」が2割で、健康状態が良くない層では、「特に活動はしていない」が約8割以上となっている。

「収入のある仕事をしている」は4割で、「収入のある仕事はしていない」は6割。

収入のある仕事をしている人の勤務形態は、「社員・職員(在宅以外)」が5割、「自営業・個人事業主・フリーランス(家族従業者を含む)」が4割。

週の勤務時間は、「40～45 時間未満」が3割、「20 時間未満」が2割で、平均 33 時間となっている。

収入のある仕事をしている人が仕事をする理由としては、「収入がほしい」が6割、「面白い、自分の活力になる」が2割、「働くのは体によい、老化を防ぐ」が1割。

収入のある仕事をしている人に、今後、現在の健康状態が維持されとした場合の退職希望年齢までの希望する働き方を聞いたところ、65 歳未満の回答者が希望する 61～65 歳までの働き方は、「社員・職員(在宅以外)」が6割、「自営業・個人事業主・フリーランス(家族従業者を含む)」が3割となっている。

また、70 歳未満の人では「66～70 歳」まで就労を希望する人は8割、80 歳未満の人では「その年齢(76～80 歳)まで働くつもりはない」が7割以上となっている。

以上は一つの調査結果に過ぎないが、これだけの潜在的労働力の可能性があるのであれば、高齢者を単なる社会保障の受益者やいち消費者としてとらえるのではなく、今後さらに需要のある保育(幼児ケア)や介護(高齢者ケア)の労働力として、高齢者を含む 55 歳以上のシニア層をマッチングすることにより収入を得させることはできないだろうか。ただ、どちらも体力を要する仕事であるため、仕事内容、賃金水準、勤務時間帯などの働き方は工夫しなくてはならない。

外国人労働者を大量に受け入れる計画のある介護業界において、シニア層は豊富な経験をベースにしたパターン認識もでき、さらには日本語で話す貴重な労働力になる可能性もある。今でも構造的なマッチングによる老老介護が社会問題となっており、これからさらに独居世帯・夫婦二人高齢世帯が増加することが確実な中で、シニア層が活躍する余地は十二分にあると考えられる。令和の時代は、元気なシニア層の労働力が必要になる時代にしていかなくてはならない。

●当レポートは、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。当レポートのご利用に際しては、ご自身の判断にてお願い申し上げます。また、当レポートは執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一した見解を示すものではありません。なお、当レポートに記載された内容は予告なしに変更されることもあります。当レポートは著作物であり、著作権法に基づき保護されています。当レポートの全文又は一部を著作権法の定める範囲を超えて無断で複製、翻訳、翻案、出版、販売、貸与、転載することを禁じます。